## 「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」の制定について

農林水産省農村振興局防災課 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 国土交通省 河川局海岸室 国土交通省 港湾局海岸・防災課

## 省令制定の経緯と概要について

平成11年の海岸法改正の際、法第14条も改定され、海岸保全施設については、従来から定められていた、「地形、侵食の状態などの状況を考慮し、波力、地震動等に対して安全な構造とする(法第14条第1項)」に加え、「その形状、構造、位置は、海岸環境の保全、土地の利用状況などを考慮して定める(法第14条第2項)」ことが、改正により新たに加えられました。

また、改正前に規定されていた主要な海岸保全施設に関する上記以外で必要な、「形状、構造などの海岸の保全上必要とされる技術上の基準」については、法第14条第3項に基づいて定める省令により規定することになりました。

従って本省令(案)は、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令 として法第14条第3項に基づき作成したものです。

## 省令(案)の内容について

本省令(案)では、堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜、消波堤、津波防波堤などの主要な施設について、各海岸保全施設が有すべき機能、各海岸保全施設の設計に当たって考慮すべき事項について定めています。

海岸法(昭和31年法律第101号、平成11年改正)第14条の新旧対象表

## 旧法 第14条(築造の基準) 現行法 第14条(技術上の基準) 第14条 海岸保全施設は、地形、地質、地盤 第14条 海岸保全施設は、地形、地質、地盤 の変動、侵食の状態その他海岸の状況を考 の変動、侵食の状態その他海岸の状況を考 慮し、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並 慮し、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並 びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に 対して安全な構造のものでなければならな 対して安全な構造のものでなければならな L1 L1 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、前 項の規定によるほか、次の各号に定めると ころによらなければならない。 堤防及び護岸については、 イ 高さは、異常高潮位、波高、砕波の 状況等を考慮して定めること。 ロ のりこう配及び堤防の天ば幅は、堤 体の形式及び地盤並びに使用材料の 種類及び性質を考慮して定めるこ ハ 堤防又は護岸の表のりは、波力に耐 え、海水その他による侵食及びま耗 並び表のり背面の土砂の流失を防止 しうる構造とすること。 二 状況により、堤防及び護岸の表のり には波返工を設け、波の洗掘力に耐 本省令(案)で規定 えるように充分に根入れをし、又は これに根固工若しくは波力を減殺す る施設を設け、堤防及び護岸の天ば には被覆工を施し、かつ、排水こう を設け、堤防の裏のりには被覆工、 のり尻保護工、根留工若しくは水た たき工を施し、又は潮遊びを施すこ 二 胸壁については、前号に定めるところ に準じること。 三 突堤については、潮流、潮位、風速、 風向、漂砂、波高、波向等を考慮して 定めること。 海岸保全施設には、近傍の土地の利用状況 により、ひ門、ひ管、陸こう、えい船道そ の他排水又は通行のための設備を設けなけ ればならない。 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、状 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、 況により、船舶の運航及び船舶による衝撃 岸環境の保全、海岸及びその近傍の土地の を考慮して定めなければならない。 利用状況並びに船舶の運航及び船舶による 衝撃を考慮して定めなければならない。 前2項に定めるもののほか、<u>主要な海岸保</u> 全施設の形状、構造及び位置について、 岸の保全上必要とされる技術上の基準は、 主務省令で定める。